

## 法人後見を実施している団体

### ■よこはま法人後見連絡会の参加団体

「よこはま法人後見連絡会」は、横浜市内で法人後見を実施、または今後受任を検討しているNPO法人・社会福祉法人・社団法人等が参加しています。連絡会では、情報交換や課題整理、合同研修の実施など、法人後見を促進する活動のために開催しています。

参加団体の詳細については、「よこはま法人後見連絡会の団体一覧」をご覧ください。

### ■横浜生活あんしんセンター

平成12年4月より法人後見を受任しています。

#### 横浜生活あんしんセンターが法人後見人となるための要件

- 他に適切な成年後見人等候補者がいないこと。  
(複数後見は受任していません。)
- 身上監護面の対応と、日常生活支援に関連する金銭管理が中心業務であること。
- 第三者機関である「横浜生活あんしんセンター 業務監督審査会」で、  
受任が承認されること。

【問合せ先】 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター9階  
電話 201-2009 FAX 201-9116



※団体ごとに法人後見の受任要件は異なりますので、  
「よこはま法人後見連絡会の団体一覧」を参考に各団体  
にお問い合わせください。

成年後見人は、本人やその配偶者、4親等以内の親族、区長等からの申立てを受けて、家庭裁判所が選任します。

詳しい手続きは「ご存じですか 成年後見制度」(右のパンフレット)をご覧ください。



(2019年3月発行)

本人の意思の尊重と権利擁護をめざして  
本人にふさわしい成年後見人の選択肢

# 法人後見を 活用するために



成年後見人<sup>\*</sup>には、親族や専門職などの個人だけでなく「法人」が選任されることがあります。このリーフレットは「法人後見」ならではの特徴を知ること、成年後見制度利用のヒントになればと願い作成しました。

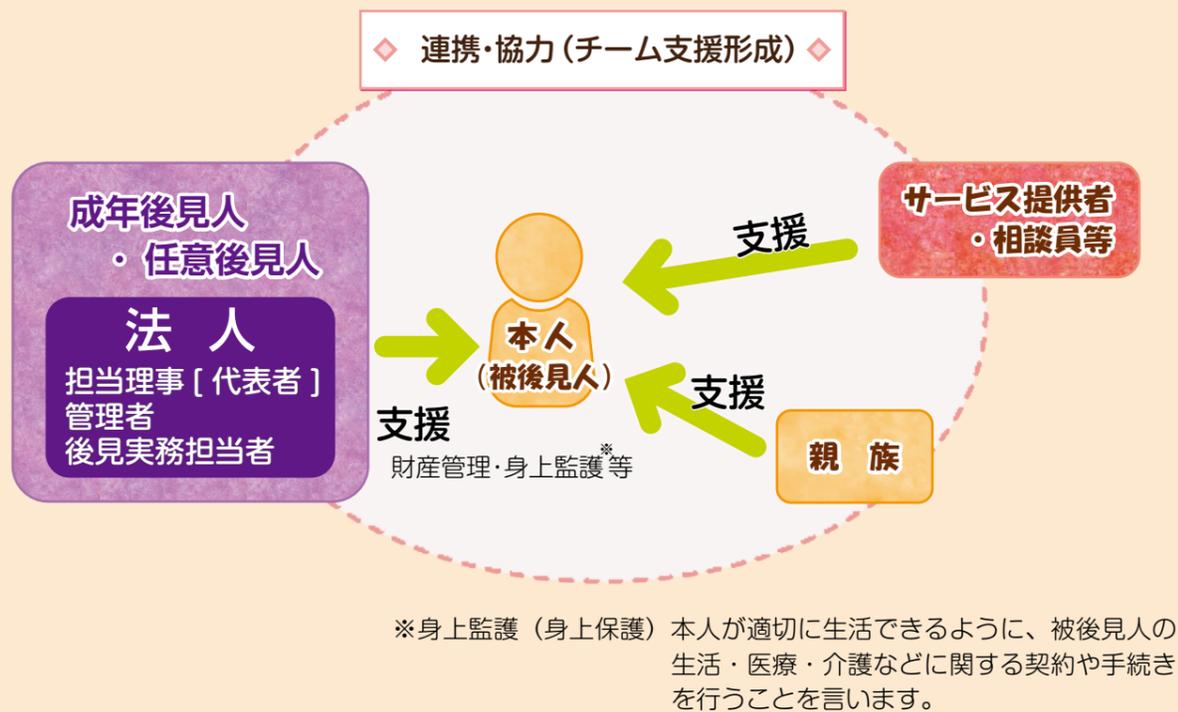
※成年後見人 = このリーフレットでは保佐人・補助人を含みます

(福)横浜市社会福祉協議会 横浜生活あんしんセンター  
よこはま法人後見連絡会

## 法人後見とは

法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が本人の成年後見人に就任することです。法人と任意後見契約をすることも可能です。親族等が個人で成年後見人に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。一般的には、成年後見人の受任者は「個人」と考えられていますが、法人後見はそれを「法人格を有する」団体がひき受けます。そして、各法人の運営体制の下で、担当者が実務を行います。

### ★法人後見の受任イメージ（一例）



## 法人後見の強み

★法人組織による対応なので、後見実務担当者が交代しても長期にわたって一貫した本人支援が実現できる。

★複数の後見実務担当者があるため、①本人に適した担当者を置くことが可能  
②バックアップ体制が整っている  
③交代が可能

★組織内で後見実務のチェック体制があり、不正防止等適切な業務が保たれる。

★後見実務の実績を積み重ねているので組織としてのノウハウが蓄積される。

★組織として培った様々な地域連携ネットワークを本人支援に活かせる。



## 法人後見の事例

法人後見の特徴や強みを生かし、後見実務をすすめることで、本人や家族が安心して生活を送ることができます。

### 【事例1】障害者で、長期にわたる後見活動が見込まれる場合

本人：30歳・女性 知的障害(A2)、母親と同居



両親と3人で生活してきたが、去年父が他界。その際の介護疲れから、母親も体調を崩した。娘の将来を不安に思い、母親がまだ元気なうちに後見人をつけることにした。

### 【事例2】本人だけでなく、同居する家族に様々な生活課題があり、成年後見制度の利用等、世帯全体での支援が必要な場合

本人：72歳・男性 認知症、妻・息子と3人暮らし

同居の妻(68歳)は、手帳はないが軽い精神疾患があり、生活上も支援が必要。夫婦には知的障害(B2)のある息子がいる。



これまでは、本人が世帯の金銭管理や福祉サービス等の契約をしていたが、認知症が重篤化したため、本人と息子に後見人をつけることになった。

### 【事例3】本人への見守り支援や取消権が必要とされる場合

本人：53歳・男性 若年性認知症 グループホーム入居



本人には認知症があるものの、自分一人で自由に行動ができる。最近、死別した妻を探しに外出して道に迷ったり、妻のためにとって高額な宝石を購入することが多くなった。本人の見守り体制づくりや、不必要な契約の取消権が行使できるよう後見人をつけることになった。